

### § 3 環境衛生関係営業施設及び監視指導状況

環境衛生関係営業施設（旅館・興行場・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所・プール・墓地・特定建築物・登録業・温泉・コインランドリー・畜舎等）について、関係法令に基づいた営業の許可申請及び開設の届出等に基づき、構造設備の検査を行った。

また、前年度に引き続き、自主管理による施設、設備の衛生確保に主眼を置き、官能検査、聞き取り及び細菌学的検査並びに理化学検査による監視指導を行い、自主管理体制の支援に努めた。

温泉採取施設の可燃性ガスからの安全確保対策として、改正された温泉法に基づき、温泉を採取する者に対し、遵守すべき災害の防止に関する技術基準に適合するよう指導を実施し、安全確保に努めた。

クリーニング所等の衛生確保として、有機塩素系溶剤使用施設、リネンサプライ営業について営業施設の実態等を把握し、必要な指導等を実施した。また、コインランドリー営業についても、営業施設の実態等の把握及び衛生管理に必要な指導等を実施した。

特定建築物の衛生指導対策として、興行場、百貨店、店舗を特定用途とする特定建築物以外の施設を対象として、「川崎市特定建築物立入検査等実施要領」に基づき、立入検査を実施した。また、空気環境測定器を利用した測定を実施し、日常的に適切な維持管理が行われていることの確認指導を行った。

表 230 環境衛生監視員配置

平成22年3月31日現在

	総数	本 庁 健康安全室	保 健 所							
			総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総 数	13	2	11	3	1	3	1	1	1	1
獣 医 師	8	2	6	2	1	2	-	-	1	-
薬 劑 師	4	-	4	1	-	1	1	-	-	1
臨床検査技師	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-

注) 係長以上を除く。

資料 : 健康安全室